

平成 13 年 12 月 3 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町 1 丁目 10 番 1 号
コード番号 8306

エンロンおよび同社関連会社の米国連邦倒産法第 11 条による
会社更生手続開始の申立てに伴う債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社である株式会社東京三菱銀行および三菱信託銀行株式会社について、それらの取引先であるエンロンおよび同社関連会社の米国連邦倒産法第 11 条による会社更生手続開始の申立てにより、以下の通り、同社および同社関連会社向けの債権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

1. エンロンの概要

- （１）会社名 エンロン（Enron Corp.）
- （２）本社所在地 アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市スミスストリート 1400
 （1400 Smith Street, Houston, Texas, U.S.A）
- （３）代表者氏名 ケネス・Ｌ・レイ（Kenneth L. Lay）
- （４）資本金 8, 132 百万ドル
- （５）事業の内容 エネルギートレーディング

2. 生じた理由

エンロンおよび同社関連会社は、平成 13 年 12 月 2 日付け（米国時間）で、ニューヨーク南部地区連邦破産裁判所に米国連邦倒産法第 11 条による会社更生手続開始の申立てを行いました。

3. エンロンおよび同社関連会社に対する債権

株式会社東京三菱銀行： 30, 567 百万円

三菱信託銀行株式会社： 4, 755 百万円

（本日の東京三菱銀行および三菱信託銀行の公示仲値 1 米ドル = 123 円 30 銭で換算）

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に影響はございません。

以 上

照会先：広報室 次長 堤 03-3240-8136